一般質問

市政全般にわたり13人の議員が質問
（紙面の都合により要旨を掲載）

小学校給食の「安全」を問う

伊田議員（政和会）

児童・生徒の安全について

前定例会に続いて今回は児童の「食の安全」ということで「小学校給食」についてお聞きいたします。

餃子の件で問題になった中国・食品加工会社の冷凍食品を学校給食で使用していたことが確認された学校・幼稚園が、三十四道府県の五七八校になったと報道され、まずはこの報道の中で本市の名前が上がらなかったことはホッとしたところでありますが、入学を間近に控える新一年生、在校生の保護者の皆さんも含め安心して、また児童たちにもおいしく楽しく小学校給食を食べてもらうためにも、小学校給食の食材の安全についてどのような対応をとられているのか、一連の事件を受けて、今回当局としてはどのような対応をとられたのか伺います。

教育長　学校では食材の安全性について、業者に確認をとって購入し、安全性に十分配慮して調理しています。野菜や肉については国内産を使用し、野菜についてはできるだけ地場野菜を使用しています。加工食品については、国内で加工した食品の使用を基準とし、加工地の確認や製造元への安全確認等を行い、安全を確認できた食材のみを使用しています。

給食メニューに餃子スープを予定していた学校につきましては、国内工場で製造されていることを確認しましたが、子供たちの不安や保護者の皆さんに心配をかけることがないようにと給食メニューを変更したというようなこともあります。中国で加工された食品材料については安全性を確認するまでは使用しないことにしています。

自主財源の確保を

佐藤議員（政和会）

自主財源確保について

平成十九年度予算執行状況を見ますと、税源移譲に伴う住民税のフラット化や定率減税の廃止など税制改正による一定の増収を見込む一方で、所得譲与税や減税補てん特例交付金の廃止による地方特例交付金の減収などを踏まえた予算計上がされましたが、当初予算に比べ個人市民税の納税人員は一定の増があるものの、所得の伸び悩みなどによる減収となり、法人市民税についても大規模法人、一般法人などで減収が見込まれるということで、減収補てん債の予定をしているとのことであります。自主財源は地方自ら確保していかなくてはならない時代となりました。

本市においては企業誘致の条例や市有地の積極的な売り払い、市税の収納対策、ホームページや広報の有料広告などの取り組みがなされておりますが、今後一段と進んだ積極的な方策が望まれます。

個人市民税の滞納に対しまして電話催告システムの導入やホームページのバナー広告の直営化、座間市に住んでよかったと思えるような特徴あるまちづくり、文化人のネットワークの構築などについて、今後どのように取り組んでいかれるのか伺います。

市長　現在、本市の庁内におきまして、産品・観光・住みやすさ・投資の受け入れ・行政運営と大きな五つの視点で地域の現状把握を行い、地域の活性化に向けた取り組み、地域ブランドを検討しているところでございます。また、個人市民税の滞納に対します電話催告システムの導入、バナー広告の直営化などは、よく研究・検討したいと考えております。

私道も舗装整備せよ！

吉田議員（自民党明政会）

市長の政治姿勢について

私道の舗装については過去に何度も質問し、三十年も四十年も前の鹿野市政のときに始まり、本多市政のときに私道の整備要綱が決められたという経過があります。過去の私有公道敷地の時代にさかのぼって考えてみれば、昭和二十五年に建築基準法ができ、農道以外はどれも公道並みとみなしたのですが、舗装についてはいまだ実現していません。あれから既に五十数年が経過していますが、寄附をしないと舗装はしないというのが今の本市の行政だろうと思います。みなさん都市計画税を払っているにもかかわらず私道の舗装をしないというのは、公正、公平、平等の原則に反すると思います。市長は救済と言うかも知れませんが、市民から見れば税金を払っていて当然のことであり、公道から公道に通じる私道（生活道路）は、市が舗装するべきだと思います。このことについては全庁、全職員が頭の中に入れて私道の整備について前向きに思慮いただきたいと考えますがいかがでしょうか。

市長　私道整備については、皆さんの同意があれば、ご負担をしていただき原材料を支給して舗装していただくという方法を平成二年から実施しています。今後の考え方については、基本的に私道に存在する底地権をお持ちの方々全体の合意というものを前提にさせていただきたいと思いますが、公道についても維持管理にかなりの費用がかかってきており、舗装の老朽化も進んでいる状況がございます。このような状況もしっかりと見きわめて、吉田議員の切なる願いとして対応させていただきたいと思います。

農地保全に援農ボランティア制度を

牧嶋議員（無会派）

農地保全について

今、食を取り巻く環境に大きな不安が広がっています。国内自給率の回復と食の安全を基本とした生産、流通のあり方、安心・安全の食材を求め、地産地消の観点からも市民の参加で農地の保全を図る必要があると考えます。

現在、県では中・高年ホームファーマー事業を行っています。これは、農業の担い手不足や高齢化による耕作放棄地がふえている一方で、団塊世代の方々の生きがいとして農作業を求める声が多いことなどから、県が農家から農地を借り受け、農作業をしたい人と結びつけ農地保全を図るという事業です。また、茅ヶ崎市では、農家とボランティアをつなげるコーディネート役を行政が担うという援農ボランティア登録制度があります。本市においても農地保全を図るため、このような取り組みも必要と考えますが、ご所見を求めます。

市長　農地の荒廃等が進んでいる中で、最大限農地の保全に努めるという考え方を持って、中核農家に農地を集積する農用地利用増進の推進を始め、市民農園の開設、遊休地等のヒマワリの栽培、県事業の中・高年ホームファーマー事業などを展開させていただいています。また、援農ボランティア制度については、受け入れ側の体制や制度についても、もう少し勉強する必要があり、具体的なご提言として受け止めさせていただきます。農地保全と食の安全・安心の確保、これは大前提であり、これからも貴重な農地を守るということの考え方で、今後とも推進させていただきたいと思っています。

児童ホーム　子どもの居場所を広げよ

柏木議員（日本共産党）

福祉行政について

本市の学童保育は、三十五年も前、子どもたちが保育園を卒業したあとも保護者が安心して働き続けることができ、子どもたちが安定して過ごせる場を求め、保護者が行政を動かし、公立の児童ホームができました。当時は学童保育の必要性を国は認めておらず、一九九七年の児童福祉法改正でやっと法制化されましたが、最低基準などは決めませんでした。その間、本市の児童ホームはふえたものの、児童一人当たりの生活空間は狭く、ロッカー、机などを含め一・三平方メートルという状況で推移しました。二〇〇七年十月、初めて厚生労働省は放課後児童クラブガイドラインを発表し、児童一人当たりが生活する広さはおおむね一・六五平方メートル以上が望ましいとしました。

今年四月、栗原児童ホームは栗原小学校の中に移設され、鳩川児童ホームも工事に伴って保育室を広げ、それぞれ定員を改定しましたが、子どもの生活空間は一人当たり一・三平方メートルのままです。児童が育つ環境がおろそかになったと考えます。保育園の最低基準面積も幼児一人当たり一・九八平方メートルですから、これから整備する児童ホームは、ガイドラインに近づけることが行政としての課題ではないでしょうか。待機児解消は、児童を狭い部屋に詰め込むのではなく児童ホームをふやすことで行なうべきと考えますが所見を伺います。

市長　基本的な考え方として、一・三平方メートルという面積を維持し、待機児解消に向けた児童ホームの運営に意を体して務めていきたい。

環境政策を総合計画に

上沢議員（公明党）

環境への取り組みについて

私は、地球温暖化防止への取り組みは、「考えるとき」から「具体的に行動するとき」が来たと実感していますし、国民的合意が既に形成されていると考えています。そういったときに行政としては、市民一人一人の行動の指針となる事業展開が必要であると考えています。

平成二十年度予算の中で、新たな環境政策として、入谷小学校校庭や水道配水施設に太陽光発電パネルを設置する提案がなされていることや、（仮称）栗原コミセン、さらには新築が予定されている座間中学校一号棟への太陽光発電パネルの設置は時を得た事業であり、市民の皆さんからも理解される事業であると考え評価いたします。

新エネルギーは、太陽光に限らず給食や一般家庭から出る使用済みてんぷら油から精製されるバイオディーゼル燃料や風力・水力による発電も考えられることから、太陽光発電以外にも導入を検討すべきであると考えます。また、屋上緑化などの緑化率向上も並行して行うべきだと考えています。今後、市の総合計画に盛り込み、市民全体の運動として取り組むつもりがあるのかどうか市長の所見を伺います。

市長　環境の問題はまさしく横断的に対応しなければならないことであり、できれば庁内に横断的な環境の組織をつくりたいという考え方のもと、担当部長とも今真剣に協議をしている状況です。さらに協議を進め、庁内の横断的な環境への取り組みについて組織化を図っていきたいと考えております。

社協が遺族に情報隠し

竹市議員（市民連合）

福祉行政について

一昨年春、市内のお年寄りの方が亡くなり、遺族の方が訪問介護事業者に生前の介護記録の開示を求めました。個人情報保護法は生存する個人の情報だけを対象としていますが、厚生労働省が法の執行基準として策定したガイドラインは、介護関係事業者は遺族に対して介護関係の記録の提供を行うものとすると明示しています。ところがこの事業者は遺族の求めに応じず、今年になって申出書を受理した後に送付された通知は、開示しないというものでした。この事態に関し、保険者であ

（5面に続く）